

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成 2 6 年 1 1 月 7 日 (金)

杉 並 区 議 会

目 次

全員協議会の申し入れについて	3
議会運営委員会理事会の会議記録について	3
定例会の提案事項について	3
定例会の日程について	4
本会議の会議録署名議員について	5
一般質問について	5
発言通告について	5
議場でのあいさつについて	6
区議会だよりの発行協力依頼について	6
陳情の取扱いについて	6
意見書、決議の提案について	1 2
アメリカ合衆国の核性能実験に対する要請書について	1 7
委員会室におけるプロジェクターの利用について	1 8
その他	
区民からの要望について	2 2

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成26年11月7日(金) 午前9時58分～午前11時24分
場 所	第2委員会室
出席理事 (5名)	理事 富本 卓 理事 脇坂 たつや 理事 川原口 宏之 理事 小川 宗次郎 理事 くすやま 美紀
欠席理事	
理事以外の 出席議員	議長 斉藤 常男 副議長 大槻 城一
出席理事者	政策経営部長 牧島 精一
事務局職員	事務局 局長 本橋 正敏 事務局次長 朝比奈 愛郎 議事係 長 野澤 雅己 庶務係 長 本島 健治 庶務係 主査 川原 広 調担当係 長 福羅 克巳 議会法務 担当係 長 杉原 正朗 担当書記 太刀川 修

(午前 9時58分 開会)

富本理事 議会運営委員会理事会を開会する。

《全員協議会の申し入れについて》

富本理事 まず、レジュメに従っていくが、全員協議会をやりたいということで申し入れが理事者からあった。説明があるので、お願いします。

政策経営部長 私からは、全員協議会の開催についてお願いに上がった。

既にご案内のとおり、杉並区総合計画、実行計画の改定について、議会での意見や区民等の意見提出手続により提出された区民の意見等を踏まえ、現在最終調整を行っているところで、近々決定する予定である。ついては、第4回定例会の会期中に議員の皆様にも説明する機会を設けていただきたいので、よろしくをお願いします。

私からは以上である。

富本理事 ただいま説明があったが、何かあるか。よろしいか。——では、この件については、11月10日の議運で正式に区長から申し入れがある予定である。

また、方法等について後ほど話をしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。それでは、理事者の方は退席して結構である。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

富本理事 続いて、議会運営委員会理事会の会議記録だが、いつものとおりメールで10月6日、14日の2回分の会議記録についてお送りしているが、この内容でご承認いただいでよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 それでは、ご承認いただいたので、本日から公開の扱いとする。

《定例会の提案事項について》

富本理事 続いて、定例会の提案事項についての説明を事務局から願う。

議会事務局次長 まず、資料1をごらんいただきたい。

1番から5番まで条例案件が5件、裏面にいき、委託契約の案件が1件、7番、事務の委託が1件、8番、財産の貸し付けの案件が1件、補正予算が1件、専決処分の報告1件の合計10件の予定である。

また、会期中には、人勸に伴う給与改定等の条例議案が出る予定もあるので、よろしくお願ひしたい。

富本理事 この詳細については、11月10日の議運で理事者から説明があるので、よろしく
願います。

《定例会の日程について》

富本理事 続いて、定例会の日程についての説明を願う。

議会事務局次長 資料2をごらんいただきたい。

11月18日から12月8日までの21日間の会期で予定したらいかがかと思う。

初日と最終日、それぞれ本会議であるが、午後1時開会予定で、2日目からの本会議
は、委員会も含め、午前10時からの開催ということで組んでいる。

また、先ほど政経部長から話のあった全員協議会については、中日、11月21日の午後
に開催してはいかがかと考えており、11月25日、休み明けになるが、区民生活委員会に
ついては、第1委員会室で行ってはいかがかと思う。

なお、21日午後の全員協議会については、第3委員会室で予定しているところである。

また、これも、毎年のことであるが、人勸に伴う関連議案が追加で提出される予定が
あるので、その際には理事会、議運、改めて開催させていただきたいと考えているので、
よろしく願いたい。

また、全協であるが、続けて恐縮だが、資料3をごらんいただければと思う。

先ほど申したとおり、11月10日の議運で区長から正式に申し入れがあるが、開催日
については、中日、11月21日の午後に第3委員会室で行ってはいかがかと考えている。

内容については、総合計画、実行計画のパブリックコメントの結果の説明というふう
に聞いている。

席次については、前回と同様であるが、それぞれ会派ごとに列を割り当てて、その中
については自由という形で考えているところである。

説明員については、まだ確定していないため、資料の上では空欄としている。

また、当日の説明資料については、事前に配付ができるよう、区と調整していきたい
と考えている。

また、質問等であるが、今回、経過に関する質疑とか今後の取り扱いに関する意見、
要望とかになるかとは思いますが、前回と同様、質問時間は、答弁も含めて1会派15分程度
としてはいかがかと考えている。

富本理事 まず定例会全体の日程の話があったが、こちら何かあるか。よろしいか。――
ちょっと部屋が移動しているところもあるので、その辺はご注意願う。

それから、今話があったが、全協については21日の午後に開催をする予定で、資料3

のような形で、これもいつもどおりなので問題はないかと思う。

それからあと、質問の仕方もいつもどおりということなので、ご了解いただければと思うが、よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 では、それでよろしくをお願いします。

《本会議の会議録署名議員について》

富本理事 続いて、本会議の会議録署名議員をお願いします。

議会事務局次長 今回については、12番けしば誠一議員、38番河津利恵子議員にお願いしたいと思う。

富本理事 河津議員には小川さんのほうからよろしくをお願いする。けしばさんにはよろしくをお願いします。

《一般質問について》

富本理事 続いて、一般質問について説明願う。

議会事務局次長 一般質問であるが、11月10日、週明けが議運ということで、こちらのほうでそれぞれの会派からの質問予定者数についてお教え願いたいと考えているところである。

一般質問については、通告であるが、10日の午後1時から13日の午後5時までの受け付けという形になろうかと思う。10日1時の段階で質問希望者が複数いる場合は、いつものとおりくじ引きという形で順番を決め、最終日についても、希望者が多い場合は同様の形でお願ひしたいと思う。

これもまた毎回のお願いで恐縮だが、質問予定があつたら、なるべく早く通告いただくよう、改めてお願いしたいと思う。

富本理事 よろしくをお願いします。これもいつもどおりである。

それでは、11月10日の議運で予定人数をお知らせ願う。また、非交渉会派については、事務局で集約をお願いします。

《発言通告について》

富本理事 続いて、発言通告について説明願う。

議会事務局次長 まず、11月18日、初日の発言通告については11月14日金曜日の午後5時まで、11月21日、中日の発言通告については11月19日午後5時まで、最終日の12月8日

については、12月4日午後5時までということになるかと思う。

富本理事 これもいつもどおりであるので、よろしくご了解願う。

あと、本会議で発言はできるが、委員会中心主義というか、ルールも定めたところなので、委員会で意見を述べる場もできたし、それも報告することになっているので、なるべく委員会でやるように、これは非交渉会派の方が中心の話かと思うが、絶対ということではないが、本会議の円滑な運営ということもあるので、よろしくご協力のほどお伝えいただければと思う。

《議場でのあいさつについて》

富本理事 続いて、議場での挨拶について、事務局から説明願う。

議会事務局次長 3定の最終日に議会で同意を得て就任した副区長と教育委員会委員からご挨拶を申し上げたいということで、本会議初日の開会前に、その挨拶をしていただければいいかというふうに考えている。

富本理事 これは慣例であるので、よろしくご理解をいただきたいと思う。

《区議会だよりの発行協力依頼について》

富本理事 続いて、区議会だよりの発行協力依頼についての説明である。

議会事務局次長 資料4をごらんいただければと思う。

いつもどおりではあるが、今回については、新年号ということになるので、1月1日の朝刊に入ってくるという形で、少しスケジュールがタイトであるが、よろしく願いしたい。

また、今回については、大きな記事の内容ということになると、2番に書いてあるとおり、(1)の一般質問の原稿、そして(2)の会派の年頭の挨拶の原稿ということになる。加えて、議長の年頭の挨拶ということにもなるが、こういったことで1月1日号の紙面ということになるので、よろしくご協力のほどお願いしたいと思う。

富本理事 今の説明でよろしくご協力をお願いしたい。

《陳情の取扱いについて》

富本理事 続いて、陳情の取り扱いについての説明を願う。

議会事務局次長 こちらについては、資料5をごらんいただければと思う。

前回の理事会で少しご協議いただいたところであるが、10月6日付で受理した陳情について、付託、あるいは文書表上のルールについてどういうふうな形がいいかというこ

とでご協議をさせていただいたところであるが、まずは陳情者本人と連絡をとるようというご指摘をいただいた。私どものほうでその後、電話番号がわからないので、郵送でいろいろやってみたが、私どものほうからは、件名と本文中の個人名についてはその部分を非公開とする、あるいはその辺を適切に処理させていただきたいという旨ご案内申し上げたところである。本会議の付託の締切日が昨日11月6日になるので、11月6日までにという日限も示しながらご案内したところであるが、昨日までに、そのことに関して回答いただけていないということである。

そういったことを踏まえ、まずは、前回課題となった氏名等の個人情報がある陳情・請願の取り扱いについて、明確な基準がないことから、改めて、取り扱いのルールについてご協議をいただければと思い、資料5のような案を作成したところである。

いただいた陳情については、資料5の後ろについているところであり、個人名がいろいろと記載されていた陳情であったということである。

それで、私どもの案としては、まず、取り扱いのルール、原則としては、請願・陳情の件名には、公人、私人を問わず、氏名その他の個人情報は載せない。2番として、請願・陳情の本文中に氏名その他の個人情報がある場合については、個人情報は非公開とし、文書表の該当箇所についてはマスキング処理をする。ただし、公人の氏名についてはそのまま公開してもいいのかなというふうに考えている。また、その際の公人、私人の区別については、その都度議長が判断してはいかがか。

こういった基本的なルールにのっとり、具体的な手続であるが、請願・陳情が提出されたら、その件名に氏名等の個人情報が記載されていた場合、陳情者本人に連絡をとり、あるいはお話をし、まず削除を求める。本文中に個人情報があつた場合については、削除してもらうか、あるいは文書表として一般に公開する部分については、該当部分をマスキング処理することを説明し、了解をいただきたいというふうに考えている。

そして、今回のように陳情者本人と連絡がとれない場合とか、あるいは陳情者が削除等に応じられないというような場合については、議長の判断ということで、1で申し上げた取り扱いルールのとおり処理をする。そうすると、マスキングがかかるということにもなるので、その処理をしたということについては、直後の議会運営委員会に報告するという手続をとる。

また、陳情審査に当たっては、各議員、理事者に配付する場合は、個人名等も掲載してないとなかなか具体的に審査ができない場合もあるので、各議員、理事者へ配付する文書表については、マスキング処理はしないという取り扱いではいかがかというふうに考えているところである。

ルールとしてはこのとおりであり、まず、このルールについてご協議いただければと考えている。

富本理事 この間も議論をしたが、資料5の文書表が出ているが、こういう陳情が出たのだが、氏名等の記載の考え方について、今明確なルールがないということなので、取り扱いを考えたほうがいいのではないかとということであった。今それについてる説明があった。とりあえず連絡をとってみて、これまでのような対応はできないのかということであったのだが、連絡不能ということで、そうはいつでもこの陳情に対してはきちっと処理をしていかなきゃいけないので、ルールを定めた上で取り扱いをしていきたいと思うのだが、まず、何か質問等あるか。

くすやま理事 ちょっとよくわからなくて、2番の手續のほうを読んでいくと、最後の、「各議員、理事者へ配付する文書表は、マスキング処理をしない。」ということは、このまま出すということでもいいのか。

富本理事 そうである。一般の方が見る場合にはマスキングされている、そのところは消しているということである。ただ、議員の場合は、何なのかよくわからないので。この陳情の中身はちょっと特殊というか、文脈がよくわからないのだが、そうじゃない陳情も出て、氏名等が書かれている場合があるでしょうから、それについては、誰のことが何のことが書いてあるのかわからないと、マスキング処理をしたことがいいことか悪いことかとかいうか、例えば今回みたいな陳情をどうするかということを考える際にも、一応内部の方はわかっていないとよくないのじゃないかということで、そういう対応をしている。

くすやま理事 例えばこの場合は個人名が書いてある、1枚目の文書表。議員、理事者には、このまま1枚目が出るということか。

富本理事 そうである。

議会事務局次長 今回のルールでいくと、件名について個人名が入っているという形になるので、件名については、文書表の上では2枚目の個人名を抜いた件名になってくる。

富本理事 違うでしょう。議員と理事者に対しては1枚目ですよ。原文がそのまま出でしょう。

脇坂理事 タイトルを変えるという話だった。

議会事務局次長 タイトルについてはいろいろと外に出ていくので、それについては2枚目の形で、件名についてはあくまでも個人名は出さないという形で、内容のほうについては、議員、理事者の皆さんには1枚目の形でやってはかがかということである。

川原口理事 そうすると、この手續の(3)のところは、件名はマスキング……

脇坂理事 いや、件名はもう変える。

副議長 件名というのはどういう判断で変えるのか。

議会事務局次長 件名については、会議録その他で公になってくるので、個人名とかが入っていると、そこでマスキングしても、資料あるいは件名という形で外に出ていく。個人名が載っていた場合でも実際に外に出ていってしまうということになるので、件名については個人名は外したほうがいいのではないかという判断である。

副議長 それはわかるのだが、例えば今回の場合でいえば、個人名をぽんと外して、その後の「拉致事件に関する陳情」で意味はわかるのだが、件名もいろいろな件名があると思う。そのときに件名として文章を作成しなきゃいけないわけである。何について言っているか。その文書作成の基準というのはどこにあるのか。誰がどういう判断でこういう件名にするというのを決めるのか。

議会事務局次長 陳情者、請願者にご協力をいただいて、なるべく中身がわかる、個人情報があらわれてない件名に変えていただくというのがまず第1番。2番目としては、議長の判断でそういった件名を作成するということになるかと思う。その中では、個人名だけを削るということが一番簡単なやり方かなと思う。

富本理事 私も打ち合わせのときに言えばよかったのかもしれないが、例えば安倍晋三の辞職を求めるとか、公人についての場合、そこがないと意味がないみたいな陳情だってあるのではないか。例えばうちの議会でも何かちょっと不祥事があって、誰かの辞職を求めるといような、タイトル名がないと意味がないという陳情もなきにしもあらず。公人も全て消すとなると、その辺はどうなのか。これはルールもあると思うので何とも言えないのだが、どうなのか。

議会事務局次長 そこはちょっと考えどころだと思うのだが、公人、私人を問わず、公人であればなおさら、件名については、例えば肩書とかで代用できることが多いのかなと考えており、一応タイトルについては、取り扱いのルールとしては、名前とか住所とか出ている場合については、全て切るという形にしてはいかがかというふうに考えたところである。

くすやま理事 公人の氏名は……

富本理事 タイトルは全てなしということである。今の話だと、公人、私人問わずとること。取り扱いルールの1の(1)である。内容については書いてあるということである。

脇坂理事 法人の扱いはどうするのか。今回、会社名が載っていますよね。

富本理事 タイトルに会社が入る場合ね。何とか会社のごみ処理がどうのこうのとか、そ

ういうのがあるじゃないですか。

議会事務局次長 ちょっと微妙なところがあるが、タイトルについては、名称ということで一律に削ってもいいのかなと思う。文書表の中身については、一応公になってくるのかなと思うが、いろいろな面で、変な言い方だが、誹謗に近いものということになれば、私人という形の処理もあり得るのかなというふうには考えている。そのところで公私というのはなかなか判断がつきにくいところであるので、3番にあるとおり、公人、私人という区別については、その内容により、今回のルールの上では議長の判断という形でさせていただいたところである。

川原口理事 このルールに従って手続をとったものを陳情審査するという段になったときには、どっちを使用するのか。マスクング処理したほうを使用するのか、それとも議員だから全然マスクングしないでという感じでやるのか。

議会事務局次長 議員と理事者、審査される皆さんにはマスクングしないものをお渡しする。内容については、審査の上では個人名も必要になってくる場合もあるかと思うので、審査の上ではマスクングしないものでしていただくことになろうかと思う。

富本理事 審査の上では名前が出るのもしょうがないわけだね。採択、不採択を主張するときには、件名を言うときには正式な件名を言わなきゃいけないじゃないですか。それはマスクングをしてないものの件名を言うんだものね。

川原口理事 それは議事録には残るんですね。

議事係長 例えば今でも一般質問等で個人名が出てきた場合は、質問者の方にこの名前を出していいかどうかというのは確認している。確認してない場合で明らかに私人の場合は、その時点で削らせていただく。ですから、本来、発言する時点で皆さんがご注意いただくというのが基本だと思うが、それで出ちゃった場合というのは、一応確認して、会議録には載せないようにはしている。

富本理事 では確認で、とりあえず件名は全然名前は載せないでやるということですね。あと、公人、私人は議長の判断ということになっている。

どうか。会派に戻って確認する必要があるか。この陳情は、現在は議長預かりになっている、この扱いははっきりしてないので。今回一例として出ている、これも処理をしていかなきゃいけないので、なるべく早く決めていただければいいのだが。正直、そんなに多いケースでもないとは思いますが、大体の場合は連絡もとれるでしょうから、過去にもあったのを聞いているが、そんなにこのルールが頻繁に活用されることはないのだが、そういうことである。

それから、後日議会運営委員会に報告するというのは、さっき言った公人、私人の区

別をどこでどうつけたのかというのもわからないと困るし、僕らはマスクングされてないものを持っているが、区民にはマスクングされているということも知らない、逆に、もとのものが議員からほかの方に回るのもよくない。そういうことの自制も込めて、一応そういう形になっているので、区民の方にはあくまでもマスクングしたものを見せるということになっているので、そこも議員から出たということになるとおかしいことになる。以前、資料請求もそういうことがあったが、そういうものと同じだということもあり、議会運営委員会でも報告するという事になっているので。よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 では、一応この方向でとりあえず処理をしていくようにして、また何かあれば変更していけばいいと思う。こういうことがあれば、そのときにまた理事会等でもお話が出てくると思うので、よろしく願います。

改めて、今回の陳情については、今協議で決まった方向、このルールにのっとってやっていきたいと思うので、よろしく願います。

次に、この陳情の付託先についての説明を事務局から願う。

議会事務局次長 それでは、付託先であるが、前回の理事会でもちょっとお話しただいて、議会運営委員会に付託ということで、申し合わせ事項のほうには、議会審査になじまない陳情については、議長判断により議会運営委員会に付託し云々ということもあるので、議運付託ということでご了解いただいたというふうに考えているが、再度確認をさせていただければと思う。そのような取り扱いでよければ、18日の本会議初日において、議会運営委員会に付託するという形で運びたいと思う。

富本理事 前回の理事会でも議運付託ということでご了承いただいていると思うが、よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 それから、申し合わせ事項では、議会審査になじまない陳情ということで、議長判断により議会運営委員会に付託し、議運で全会一致となった場合は、議会審査になじまないとの理由で不採択という形にしている。この陳情についてはそのような取り扱いにしてよろしいかどうかを改めて確認したいと思うが、いかがか。

くすやま理事 一旦これは議運に付託をされて、議運で、これはもうなじまないから不採択というのは、それを取り上げるかどうかというのは議運の委員長判断。

富本理事 議運の委員長からそういう形で報告するのでないのか。これ。

くすやま理事 それは、例えば付託された直後に開かれる議運でということになるのか。

富本理事 そうである。段取りとしてはどういうふうになるか。

議会事務局次長 あくまでも議運に付託されるので、議運の会議の中で全会一致となった場合については、議会審査になじまないとの理由により不採択という形になるかと思う。

富本理事 それが審査の結果だよな。

くすやま理事 例えば議運に付託されて、ほかにも今付託されているのはありますね、審議はされてないけれども。それと同じに扱うのではなく、これはもう即なじまないのではないかということで結論を出すということですね。

富本理事 そうである。共産党がこだわられている陳情率の向上にも寄与する部分だと思う。

くすやま理事 それは、向上になるのかどうか。わかった。

富本理事 では、そういうことでご了解いただいたということでよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 それでは、18日の本会議初日に議会運営委員会に付託をさせていただく。直近の議会運営委員会でそのような対応をとりたいと思うので、よろしく願います。

《意見書、決議の提案について》

富本理事 続いて、意見書、決議の提案についての説明を事務局から願います。

議会事務局次長 これはちょっと時間があいて恐縮だが、5月16日の理事会において、富本理事から、意見書、決議の提案ルートについて1つ提案があった。意見書、決議の提案については、必ず理事会を通す運用とすると。ただし、理事会で全会一致でないと提案できないということであれば、議会全体では可決される見通しがあるのに、理事会で全会一致でなければ出せないということになる。このように議会の意思が違った方向に行く可能性がある場合や、理事会での議論がまとまらなかった場合は、座長の判断で議会運営委員会に上げて最終的に判断をすることとしてはどうかというようなご提案があった。

これに対して共産党から、持ち帰って検討するという発言があり、以後この件はちょっと保留となっているので、改めてご協議いただければと思う。

富本理事 共産党さん、いかがか。

くすやま理事 これまでは全会一致でないという原則があったわけだが、そうでなくても、この間富本理事のほうからは、例えば力関係でいくと、自民、公明、民社の方が出したいが、往々にしてうちが反対というか、ちょっと乗れないよというようなケースも多々考えられると思う。では、例えばうちだけがこれを出したいというようなことがあ

った場合に、ほかの3会派の皆さんが、いや、ちょっとそれ乗れないなという場合も出てくると思う。そのとき座長の判断ということになっていくと、ちょっとそこが私はどうなのかなというか、例えばうちも出したい、ほかの方も出したいというものは、同列にちゃんと扱って、議運にきちんと持っていくというようなことであれば納得できる部分もあるのだが、座長判断というところが、どこで座長の考えがというところで。

富本理事 言っていることはよくわかるが、それがまた権利の乱用に使われても困る。要は、通らないとわかっているのだが、一々議運で判断させるというのも、例えば理事会のメンバーで共産党がいたら、10個も20個も出してくるとか、そういうことになると、それを一々全部取り上げるという、それはそれでちょっと違うだろうということもあるので、そこは、座長も提案される方も、理性的な判断でやっていくしかないということだと思う。政治なので、これだけは何とかというのはあると思う。そういうものは座長と当該会派が話し合っただけでやればよいと思うのだが、同列に扱えと言われて、通らないとわかっている、例えば年金をもっと上げろという決議を出せとか、それも100個も200個も選挙前とかに出されて、全部議運でやりますということになると、それはさすがに違うのではないかと、そういうことである。

くすやま理事 何十本も乱発するとかそんなことは考えてないわけで、本当に全会一致で出せるものを私たちだって極力出していききたいなというふうに思っている。

富本理事 それと、座長の判断というのは、議会運営委員会理事会を通さなくても、やろうと思えばできるわけである。この間のケースはそうだったと思うが、それは議会運営委員会理事会をきちっと通すことが、私の反省としてもあったので、その手続をちゃんと踏みますよという意味で、今回、より民主的にするために行う制度なので、そこをご理解いただいた上で、座長の判断もご理解いただければと思うのだが。座長は常に私がやるわけじゃなくて、かわる場合もあるでしょうが、そんなに多いケースでもないと思うが。

くすやま理事 そこですよ。例えば少数会派の方なんかからも、前にネットさんから容り法の意見書を出したいということで出されて、大体こういう方向だったら乗れるかなということで、それぞれの会派で、多少ここを直してもらいたいとか意見も言っただけというケースもあるが、それはそれでこれまでどおりといえますか。

富本理事 これまでどおりである。

くすやま理事 ただ、座長の判断というところがやはりどうしても引っかかる。富本理事がおっしゃるのもわからないわけじゃないのだが、座長の判断ということになると公平公正な扱いが、もちろん富本さんを疑っているとかそういうことではないが、そこが1

つ引っかかる点である。

富本理事 今だって、陳情審査は委員長の判断で取り上げたり取り上げなかったりしているわけである。それと一緒にじゃないのか。

くすやま理事 いや、それとはちょっと違うと思う。

富本理事 ごめんなさい。少し前の話なので、記憶をたどれない。

議事係長 あくまでも理事会での決定と最終的な本会議の決定が違うだろうというときの話ですよ。

くすやま理事 数でいえばそう。

富本理事 だから、座長がそれを判断してということでしょう。

くすやま理事 例えば、うちが集団的自衛権の行使の閣議決定撤回を求める決議とか意見書を出しましょうよと言った場合に、多分ほかの方々は反対が多いと思われる。そういう場合に、いや、それはどうせ出したって否決されるだろうから、議運にもかけないというような判断をされるわけでしょう。

富本理事 そういうことである。そこが、そうやってやると、要するに何でもかんでも出すということにもつながる。

くすやま理事 いや、そんな別に何でもかんでも出すつもりはありませんよ。私たちとしても、もちろん全員一致できるところをというのはあるが……

富本理事 それから、座長の判断と書いてあるが、座長1人の判断でやるわけじゃない。やはりここで確認はすると思う。それを踏まえた上で座長が判断することなので。書き方が、座長が独裁的に全部やれるということにつながっているようにも聞こえるかもしれないが、別にそういうつもりではない。

それから、この間の警告決議のときは、そういう判断もなくして今までもできたわけじゃないですか。そういう判断で、結局理事会を通さなかったということで、何人かの議員の方からも指摘を受けたので、より理事会を大切にしていこうという観点から、こういう形でやったほうがいいのではないですかということを行っているわけである。今までも、座長イコール委員長ですから、委員長の判断でそれをやってできないことはなかったわけだが、より民主的な手続を踏むという意味でこれを行っているということなので、突然とかということがよりないためにそういう形でやっていこうということを行っているわけである。

くすやま理事 おっしゃっていることは、それはそれでわかるのだが、だけれども、さっき言ったように、それだったら、たとえうちが数でいえば少数で、最終的に本会議で否決——でも、わからない部分もありますよね。だから、同列にちゃんと扱うというふう

にしていだかないと困るなと思う。座長の判断で、ここで話し合うにしても、この4
会派でいえば数としては1と4になってしまうので……

富本理事 全部がいつもそういう絵面とは限りませんよ。

くすやま理事 だけれども、大体はそういう関係だと思う。といった場合に、でも、最終
的に本会議で本当にそうなるかどうかというのは結局わからないし、そこを同等に扱っ
ていただけるということだったら……

富本理事 ただ、これは私見だが、うちの議会でよくないところは、それが余りにも権利
の増長につながっているような懸念もあるので、そこは信頼関係でお互いができれば、
そういう形でもいいと思うが、そういうケースが結構ある、私から見れば。

くすやま理事 例えばどういうことか。

富本理事 少数の意見、要するに通らないとわかっていてもやるとか、何でも全部一緒じ
ゃないですかという扱いでやって、わかっているがやるみたいなケースがあるので、そ
れは誰かが判断しても別に構わないと思うけど。お互いの信頼関係があって、そういう
ことは余りしませんということになれば、僕はいいと思う。例えば、委員会審査中心で
やりましょうといって、委員会でやっていって、今だって結局本会議でやる人もいるで
しょう。それは確かにルールとしては認められているが、そうやってやりましょうとい
って権利を擁護してやったって、そういうふうになったりするじゃないですか。そうい
うことも踏まえて、自分の権利だけを主張するという事じゃなくて、みんなでまとま
ってやっていきましょうという感覚が少し薄れているのではないのかなということはある
ので、その信頼関係は薄くなっていますよ、正直言って。大きなほうから運営する
ほうを見ていけば。1つ1つの小さい意見とは、そこはちょっと違うところがあるので、
そこはお互い自制してやっていけば、僕は別にそれでもいいと思うが、僕らサイドから
してみると、ちょっと言葉は悪いが、悪用、乱用ということになってくると残念だなと
思う。

くすやま理事 そんな悪用、乱用って、今の現状を見て、私は特にそういうことはない
と思うが。

富本理事 例えば本会議場だって結局やっているじゃないですか、また。

くすやま理事 それはやってはいけないというわけではないし、むしろ私は……

富本理事 だから、そうでしょう。今のことを言っている。やっちゃいけないからやって
いいのでしょうと。では、そのためにつくったルールは何の意味があったんだという話
になるじゃないですか。だから、そこはやはり信頼関係をきちっと築いていきましょ
うよと、僕らもそういうふうにするからやっているの、この問題だけを問わず、そうい

う空気感があるので、それはよく考えて行動したほうが良いと思う。権利だからということだけで全てやっていると、いけない。権利にはそれなりの責任が生じていると思うから、その感覚が余りにも希薄になってくると、何でもありみたいになることはよくないということで、だから、あなたがおっしゃるような形で僕は良いと思うが、そういうふうになっていると、今度は、それがあつたから、やっつていいんでしようということになって、破れかぶれの的に何でもやるみたいなふうになるのもよくないから……

くすやま理事 そんなことはないと思うので。少数会派の方たちなんかの意見とか、今回そういうのは聞いていますか、こういうことにしたいということで。もしまだ聞いてないのだったら、少数会派の方たちの意見などもやはり聞く必要があると思う。もうちょっと全体で考えていったらいいのでないかと思うのだが。

富本理事 僕は結構正直に言っているのですよ、わざと。傍聴者もいらつしやるから、僕は正直に言っているのですよ。

くすやま理事 大きく方向を変えることなので、きょう私はちょっとお返事できない。やはり持ち帰らせていただくのと同時に、もっと全体として議論していく必要があるのではないかなというふうに思うのですけれども。

小川理事 意見がまとまりそうもないので。一旦、基本的に、さっき富本座長が言っていたように、ちょっと5月のを私忘れていて、私はそのとき理事じゃなかったのでよくわからないのだが、多分民主主義として大きな意見が大勢、わかっているのに、杉並区議会のルールで理事会の全会一致でないと議運に出せなくてというのが、座長の判断で、議会で大勢の意見であればそれを提起してもいいのでないかというふうに想像するのだが、確かに私もそういうふうに思っているし、でも逆に、例えば過去にたくさん例があつたかどうかかわからないのだが、昔は幹事長会だったが、理事会、議運でできなかったものは委員会で決議等ができるということもあるというのも、当然共産党もわかっているかと思う。要は、さっき野澤さんも言っていたように、議会の多数がそういった感情を持っているにもかかわらず、議会運営委員会という場で決議、意見書を取り上げて本会議に出せないのはいかなものかということが重要な問題だと私は認識している。私の個人的な意見だが、そうかなというふうに思っている。ただ、それを今、共産党さんが納得できないのであれば、ここで終わらないで、またの機会にさせていただければなと思う。

富本理事 それと、前回の決議のときは、結局、その手続なしにしてできたわけですよ、やろうと思えば。やろうと思えばというのは言葉は悪いが。それをより民主的にするために理事会を通すという話ですから。そこで共産党さんが反対しましたと、そこでまた

上がらないですよということになるわけでしょう。

くすやま理事 だから、それはわかります、そういうふうにちゃんと出てというのは。だけれども、うちがこういうのを出したいと言った場合に、いや、それはどうせ通らないでしょうから、議運にも出すのをやめましょうというふうに判断されるのはちょっと納得いかない。そうしたら何でもかんでも大会派の人たちがやりたい放題になっちゃう可能性、危険があるのではないか。

小川理事 そこが根本的な違い。もともとの意見が違うんだ。食い違っているから、絶対平行線だ。

くすやま理事 ちょっときょうは私どもとしては持ち帰らせていただきたいと思う。

富本理事 だから、理性的な判断でお互いができればいいと思う。

くすやま理事 座長の判断というところ。

富本理事 わかります。こちらも、何でも取り上げてくださいという話になったときに、会派の判断が理性的に行われるかどうかという話だと思う。

くすやま理事 きょうはそういうことで、これ以上やっても平行線だと思うので、持ち帰らせていただきたいし、それと少数会派の方たちのご意見もぜひ聞いていただきたいというふうに思っている。

富本理事 お伺いはしていく。

くすやま理事 もうちょっと全体として議論していただきたいなと思う。

富本理事 どうせきょうは決まらないみたいなので、持ち帰りということにさせていただきたいと思うが、そういうことでよろしく願います。

《アメリカ合衆国の核性能実験に対する要請書について》

富本理事 次に、核実験の要請書について事務局から説明を願う。

議会事務局次長 資料6をごらんいただければと思う。

11月5日に、アメリカが核実験をしたという情報が入った。ついては、資料6にあるとおり、この内容でよければ、閉会中なので、議長名をもって本日付でアメリカ大使館のほうに停止を求める要請書ということで送付させていただければと思っている。

富本理事 これはいつものことなので、そういう形でよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 議会前なので要請書ということになるので、この内容で要請書を送付することとする。

《委員会室におけるプロジェクターの利用について》

富本理事 続いて、委員会室におけるプロジェクターの利用についての説明を願う。

議会事務局次長 資料7をごらんいただければと思う。

前々回ぐらいでしたか、議会改革特別委員会のほうから意見書が提出され、27年予算特別委員会を目途に試行してほしいという要望が出ている。そのため、事務局において、10月の決算特別委員会の直後に、机等の配置をそのままにした形で、区が保有しているプロジェクターとスクリーンを実際に設置してみて、実現が可能なのかどうか検証した。

また、板橋区のほうで予決特の質問の場面でプロジェクターを使用しているというお話があったので、それを視察というか、見学をさせていただいたので、この状況をあわせて報告させていただきたい。

まず、検証の結果であるが、資料7の別紙をごらんいただければと思う。これが予決特のときの大まかな配置図であるが、理事者、委員、そして傍聴席のほうから当該スクリーンが見える場所ということになると、どうしても委員席の一番後ろの壁際に設置せざるを得ないのかなというところである。壁際に設置すると、それに届く範囲でプロジェクターも置かなければいけないということになってくる。部屋のレイアウトにどうしても余裕がないので、ここに設置場所は限られてきてしまうのかなというところで、また、3・4委員会室については、大変天井が低く、スクリーンを設置する位置を高くしようとすると、残時間表示があるので、それを隠すわけにもいかないということで、高い位置に設置できないという問題もある。

また、ここにスクリーンを置き、プロジェクターを実際操作してみたが、そういった場合に、例えば理事者の一番後ろのほうからは遠い、傍聴席からはなおさら遠いということになり、見えにくいということと、あと、どうしても前に座っている方の頭が邪魔になり、スクリーンの下のほうが見えにくいというような問題点も考えられるところである。もちろん委員さんのほうも思いっきり振り返って見なければいけないということで、大変見にくい状況なのかなということである。

加えて、①、②、③、④、⑤ということで数字を入れているが、この①の部分、部屋の横1列については、スクリーンを見やすくするためには、この部分の照明を消す必要が出てきて、後方の委員席については若干暗くなってくる。また、スクリーンが発言席から遠い位置になるので、スクリーンを見ながら質疑する際には、声がマイクに入りにくいか途切れるとかというようなことと、もう1つは、プロジェクターが遠いということで、協力者がいないと、1人では操作がちょっと困難になるのかなというあたりの問題点が考えられるという状況である。

加えて、板橋区のほうの状況であるが、資料7の裏面になるが、写真も添付している。手前が委員席で、奥が理事者席になる。板橋区が決定的に違うのは、右側のほうに立っている方、これがスクリーンを使って質問をされている方である。左側のほうに横に向いて座っていらっしゃる方が答弁する理事者の方が控えているところである。加えて、委員会に出席している理事者の数は30人程度ということで、かなり少ないというような状況で、スクリーンはそれぞれ横に設置されて、加えて天井も高いので、高い位置にスクリーンが置かれているということで、プロジェクターも、1つのケーブルを分岐させて2つのプロジェクターを設置している。スクリーンはそれぞれ傾いているかと思うが、委員席あるいは理事者席、傍聴席も加えて、なるべく見やすい角度で設置ができているというところである。机の配置については、杉並と比べるとかなり余裕があるところで、また、質問者と答弁者が横のほうに来るということで、理事者席の正面に座っていらっしゃる方が委員長だったかと思う。板橋区のほうについては、こういう状況である。

事務局としては、現状のレイアウトを考えると、かいつまんで申すと、スクリーンを1カ所しか設置できず、席によってはかなり見えにくくなってしまふ点を懸念しているところである。

また、この点に関しては、まずは11月10日の議運終了後に、3・4委員会室にプロジェクターを設置して、議運の委員の皆さんに実際にごらんいただければなというふうを考えている。

富本理事 今るる説明があつたが、議会改革特別委員会からの要請というか意見書が出されて、プロジェクターを27年予算委員会目途にということをやろうとして、それで事務局にも見ていただいたりいろいろしたのだが、要は、発言者の後ろにしか置けなく、一言で言うなら厳しいということですね。やろうとしたらもうこれしかないということ。

議会事務局次長 私どもの率直な感想としては、ちょっと厳しいんじゃないかなというふうに思っている。

富本理事 発言者の後ろですから、別紙を見ると、委員は後ろを見なきゃいけないということ。公明党さんが非常に熱心なところもあるのですが……。

くすやま理事 いつも小さくて見えないよとかあるので、使えれば本当にいいのだが、スクリーンというのは、使う人はあらかじめ使いたいと言って、そのときだけ引っ張ってくるとか、そういうのは難しいわけですかね。

議会事務局次長 難しくはないが、質問の一部だと思うので、私どもから考えると、その中身も含めて委員さんのほうが見えないというのはどうなのかなというふうには考えている。

富本理事 それと、出したりするのは時間的なこともあるでしょう。

議会事務局次長 それはまたルールの問題かとも思うが。

富本理事 板橋は出したままでやっているのか。

議会事務局次長 はい、板橋は出したままである。加えて、板橋のほうはそれを使うということが予告されていて、パソコンにプリセットするということになっている。

富本理事 板橋はどうやら理事者の数も少ないのは、予特も結構通告制が徹底しているとか、そういう事情があるみたいなので、理事者の数もうちに比べたら半分ぐらいしか出てないので、部屋の広さの割にはスペース的な余裕もあるということだそうである。

川原口理事 こういう配置にしかできないということであれば、今までどおり手製のパネルを使ってやったほうが断然やりやすいし、質問もしやすい。

富本理事 それとインターネット中継なんかだと、余り遠いと何やっているかわからなくなる。後ろは映らないから。

川原口理事 そうですね。もしやるとすると、配置自体全部一から考え直さなくちゃいけないという感じもするので、今の現状でこの提案しかないのだったら、ちょっと無理だなという感じはする。

議会事務局次長 それで、加えてというか、資料8をごらんいただければと思う。これと連動させていいのかどうかというのものもあるが、実は、ちょっと説明が後先になるが、今回、予備費で1、2、3・4委員会室の音響設備を交換する。簡単に言って、機器の変更でデジタル回線にする。私どもとしては、いわゆる残時間表示までも含めて全部かえていただけるものということで、当初、予算見積もりをやったところであるが、もしそれが実現できれば、残時間表示のところについては、モニターを新たに設置して、本会議場のようなイメージであるが、4方向にモニターが設置できるというふうに考えていた。モニターが設置できるということになると、本会議場のほうでも種々ご指摘あったが、委員会でしたらなおさら、パソコンのデータをそのまま、写真とかグラフとか表示できるような機能を加えるのも簡単だろうと思ひ、そこら辺は付加する機能ということになるが、予算要求したところであるが、予備費の対応の中ではそれはばつさりということになり、いわゆる壊れた音響設備のことだけになった。

私ども事務局としては、残時間表示については、簡単に言うとアナログ回線が残ることになるので、音響設備と同じ年代で導入した機器なので、そちらだって故障はいつ起きたっておかしくないだろうということを考え、確かに今現在は故障していないが、故障してしまうのではないかとということで、その部分については、新年度の当初予算で見積もったところである。

それは、残時間表示を更新するというだけではなく、そういった機能もということで要求しているのです。もしその液晶のモニターを使うことができれば、映像表示というものも、パソコンを自分で操作しながら、4つの残時間表示を全てなくして映像ばかりというわけにもいかないとは思いますが、1カ所だけ残して、3方向では映像を映すとか、そういったことも可能になる。これは卵と鶏の関係になるが、映像表示ということに関しては、そういった取り扱いもできるのかなというところで、今、来年度の予算要求をしているという状況である。

富本理事 要は、川原口さんからもお話があったが、現状でプロジェクターを使うと、真後ろにしか設置できないという状況なので、厳しいと。それを解決するというのも含めて、残時間表示だけアナログもおかしいので、モニターをつけて4つぐらい置けば、残時間表示としてもプロジェクターのモニターとしても使えるということが解決する方策としてはある。ただ、残念ながら現状の予備費を使うことは認められなかったということである。要するに故障したところだけ直せ、抜本的治療はあかんということになっている。

川原口理事 今回は予備費としてではなくて、予算要求したと。

議会事務局次長 その部分につきましては当初予算である。

富本理事 であるから、これに関して私からも提案したいのは、これは議会改革特別委員会で皆で全会一致で決めていることでもあるので、各会派からの予算要望の中にもぜひこのことは入れておくべきだと思うが、議会費の中でも、これは既に議会の委員会でそういう意見書が出ていますから、これに対しては最優先で取り組んでもらうように、ちょっと事務局、また議長のほうにもご了解いただければと思う。

具体的に、テレビをつけるならどこにつけるのか。

議会事務局次長 今、残時間表示が3・4委員会室は4方向あるので、それを更新するという形で来年度の当初予算で要求している。

副議長 そのスクリーンは大きさはどのぐらいを想定しているのか。

議会事務局次長 今のところ55インチで、大きさとしては本会議場と同じなので、委員会室で55インチだと、ある程度大きくは見えると思う。

富本理事 幾らか。

議会事務局次長 880万を今要求している、機能付加も含めて。

富本理事 音響だけでは。

議会事務局次長 音響のほうについては、約3,000万である。

富本理事 3,000万には入っていないわけね。3,000万プラス800万が残時間表示とモニター

の分。

議会事務局次長 そうである。

議会事務局長 予備費から3,000万出して、壊れたところだけ直すというのが考え方で、
ですから、新しい液晶モニターは来年度予算にうちから要求するということである。

議長 1つ、プロジェクターの使用検証について、都市計画審議会で、国及び東京都が来たときに使用している。ですから、出席の人員、机の配置等は違うけれども、ここにおいて使用結果を聞いたほうがいいですよ、どういう結果が出ていると。確かに電気消したりなんかしている。これは板橋だが、うちの都市計画審議会で行っている。だから、プラス面とマイナス面、よく知っていると思う。

川原口理事 液晶モニターの場合は電気消さなくていいわけでしょう。

議会事務局次長 消さなくていい。テレビと一緒にある。

富本理事 これについては団体交渉で頑張るしかないということだと思う。だから、予算特別委員会で試行ということにもなっているが、現状のこの形だと、予算特別委員会で試行するにしても正直ちょっとつらいね。

脇坂理事 意味がないと思う。

富本理事 議会改革特別委員会から試行しましょうという意見も出されて、そういう方向でやっていこうとなっているが、ちょっとそれも現実厳しいかな。したところで、これは結果が見えているような絵でしょうし。

議会事務局次長 私どもの感想になってしまうが、見ていただくと、やはり厳しいんじゃないかなと思う、操作面も机の配置等も含めて。

富本理事 ちょっとそういう感じですね。

議会事務局次長 では、テレビのほうを頑張るということでひとつよろしく願います。

富本理事 現実、それしかないでしょう。

川原口理事 2カ所でもいいと思う。

富本理事 最低2カ所でもいいと思いますよ。全員がどうやって見られるかということがまず大事だと思うから。その交渉経過も随時議長にもご報告して、対決姿勢を鮮明に頑張っていきたいと思うので、よろしく願います。

《その他》

区民からの要望について

富本理事 続きまして、区民からの要望について事務局から説明を願う。

議会事務局次長 それでは、区民要望のほうだが、資料9をごらんいただければと思う。

26年の上半期の分の事務局のほうにお寄せいただいた区民要望について、個人に対する指摘のもの以外につき掲載をしている。大まかに4つにまとめている。

まず、1番目については、広報等の点字版発行をしているが、その点字版のものについて、東京都盲人福祉協会様のほうから要望書という形で議長のほうに4月8日いただいた。要するに点字版については、点字版の成果物に安易に点字自動点訳ソフトを使った粗悪品が出回っているというご指摘であった。それで、一部議会報なんかでもそれを使っているのが見受けられるので、契約の条件として、ここに記載してある(1)、(2)、(3)のような条件を設定していただきたいということが要望書として議長のもとに届けられたものである。

結論としては、この要望書に対して特段の回答はしていないところであるが、私どもで今どういうふうな形でやっているかということを確認したところ、確かに(1)、(2)、(3)の部分について、契約の条件としては入れてはいないところであった。現状は杉並区内にあるそういった業者さんをお願いしているところであるが、広報課のほうで入札しているところに対して、金額が大きくなるものですから、議会のほうでは見積もり合わせの上随意契約をしているところであるが、要望書をいただき確認したところ、この3点については、今委託している業者さんにおいては、全てクリアできているというお話があった。したがって、現状としては、結果論ということになるかと思うが、この3点については満たされているという状況である。

今後、この辺については、現状の業者さんをお願いする分には確保できるということなので、今後は仕様書に入れていくことは可能ということになるかと思う。

2番目についてだが、議員ポストについてというのは、今年度最初のこの理事会の場でお話ししたことだが、去年に引き続いて同じクレームをいただいたので、改めて同じことをご回答申し上げたというところである。

富本理事 これは区議会事務局に対するものではないのか。

議会事務局次長 要は、4月の段階でこのお話をしたときに、事務局の職員の手と目でもってちゃんと判断してポストは使って、それで便宜も図ってというお話だったかと思うので、そういう取り扱いでやっているところであるので、この方の文書上のお話に関しては、申しわけないのだが、原則論でお返ししたところである。

3番目については、政務活動費についてである。記載のとおりであるので、第三者機関の点検を導入したのかとかであるが、1については、専門委員会というものがあるので、それについて回答して、3の「領収書の情報公開について、請求がなくても」云々というものについては、分量の面あるいはマスキングの点でちょっと難しい点が考えら

れるということでご回答を申し上げているところである。

4番目の地方議員の自覚についても、これは例の兵庫県議や東京都議の問題を引っ張り、また、ネットニュースの情報も見ている方から、杉並区のほうでちゃんとしてほしいというお話であったので、政務活動費について特にちゃんとやっておりますということでご回答申し上げたところである。

富本理事 何かご質問あるか。よろしいか。

点字版についてはきちんとやってください。それは事務局のほうで、言っていることは確かにそうなんだろうと思うので、粗悪品が出回らないように、よろしく対応いただければと思う。

本日の議題は以上だが、私のほうから1点だけ。

先般、全会一致でやったものも起立採決になりましたね。あれはどういうことだったのか。

議会事務局次長 起立採決については、その意思を事務局のほうで事前に確認しているところである。全部ご回答いただいたら、それはそれなりにやるところであるが、ご回答いただけなかった方がおり、最終的に簡易採決でできるかどうかということが100%ではなかったの、ああいう形でやった次第である。

富本理事 ご回答いただけなかったのは、賛否の判断が最終まで迷っていたのか。

議会事務局次長 迷っていたかどうかはわからないのだが、事務局のほうには明確なご回答をいただけなかったという実情である。

富本理事 簡易採決の方法もあるし、我々からしてみても違和感もあったので、そこはできる限り集約をして、その辺はよろしく願います。それは多分非交渉会派の方だと思うので、賛否に関してはそういう方がいたということを考えて、それはきちっとやっていただけるようお願いをしてください。その人のせいで採決ができないんだ、できないから議会も開かないぐらいのことをやったほうがいいんじゃないかと言っている人も中にはいた。そういうことであつてもいけませんし、みんなに関係することでもあるので、できる限り集約のことは協力をいただけるように、よろしく願います。

議長 ちょっと追加して申し上げますと、そういう声をいただいたので、早速事務局に聞いたところ、回答をもらえなかったということで、議長としては必要やむを得ないなということで了承して、また、いただいた方に、こうこうこういう理由でそういうふうになったということを伝えている。ですから、私自身も事情聴取して、きちんとそういうことのないように、また、意思表示しなかった方にも協力を要請して、意思表示を早くやってくれということをやっている。

富本理事 ありがとうございます。よろしくお願いをします。

では、ほかに何かあるか。

小川理事 貴重な時間をすみません。先ほどの7番と11番についてちょっと発言しようと思っていて、今思い出したので言うておく。

本会議の進め方について、先ほど座長のほうからのお話があった。私もそのとおりだなと思って、議会運営委員会で進行があったことをきちっと本会議場でやるのが本来の趣旨だと思う。先ほど座長が言われていた、ちょっと言葉は忘れたが、私もそのとおりだなと思っていて、もう少しそういうところをきちっと今後はやっていくのがいいのかなと。

それと、これは委員会になるのだが、意見開陳についても演説会的なように聞こえて、委員会だったか本会議だったかわからないのだが、意見をなかなか言わなくて、ただただ延々と、意見開陳の場ではなくて違うふうになって、すごく長引いていたのかなと。私も1カ月前のことだからちょっと記憶が薄れているのだが、そういうところをもう少し今後話し合う機会、場があれば、座長にお願いしてつくっていただければと思うので、よろしくお願います。

富本理事 ありがとうございます。ほかに何かあるか。——社会というのはルールが少ないほうがいいと私は個人的には思っている。ただ、そういうことにならないように、みんなで理性的にできるような形が積み上げられていくことが非常に望ましいと思うが、いろいろな声があるので、それはまたこういう機会にいろいろな考えをそれぞれが主張して、一定の結論が出るものは出ていくということになると思う。きょうも持ち帰りのものがあつたが、協議をしていきたいと思う。

それでは、ほかにないか。

議会事務局次長 音響設備の工事の関係だが、現在もう契約に向けて手続が進んでいて、基本的には1定が開始する前、1月の中旬過ぎには全ての工事を終わらせるということで考えている。対象は1、2、3・4委員会室全てであり、4定が終わったら、すぐ実際の工事に入ってこうというふうに考えている。それで、簡単に言うと、委員会室は使用できないということになる。ただ、急遽委員会を開催する場合も想定されるので、第1、第2委員会室については、時期をずらして工事をする予定で、とりあえずは第2、第3・4委員会室を中心に工事に入り、それが終了したら、第1委員会室にも工事が入るという形で、なるべく1カ所の委員会室については、急遽の委員会に充てていきたいということを考えている。したがって、当該工事期間においての目的外利用ができなくなるので、よろしくお願したい。

富本理事 それはあそこの掲示か何かに張り出してください。皆さんにわからないと思うので、よろしく願います。

議会事務局次長 もう1点よろしいか。これは私どものほうからお願いなのだが、視察に関することなのだが、区外であっても区内であっても、議員の皆様がそれぞれ見学をしたい、視察をしたいということで、通常は私どもの調査係のほうに視察届をお出しいただき、日程とかいうことを所管と調整した上で、視察に入っていただくという形をとっている。

この間、2件ほど立て続けに同一施設で突然、いわゆるアポなしで視察をしたいというお申し出があったという現場のほうからの声があり、視察はオーケーするのだが、最終的にオーケーということをする責任者がその現場にいなかったもので、ちょっとあたふたしたケースが立て続けに同一施設の同じような事業で2件出たということで、今後、視察については、これは明文化したものではないが、十分、調整する時間をとった上で、視察届をご提出いただいて、それに基づいて私どもと所管と調整しているので、それによって拒否されるということはまずありませんので、手続については、ご協力をお願いしたいと思っている。よろしく願いたい。

富本理事 要は、ただ施設を見せてくれということではなく、ある事業というか、やっているところを見せてくれみたいな話だったらいい。それがたまたま同じ場所の同じこと、区立施設再編の施設のことでそういうことがあったので、ある事業を実施しているときを見せてくれという話になると、向こうのほうとしても、ただ施設を見せるのとちょっと違うので、そこに参加している人もいますし、いろいろなことがあるので、一応調整が要ることなので、それは事務局を通じてやっていただかないといろいろ大変だと思うのでということで、そこは確認ということである。

くすやま理事 直接自分と施設とのやりとりじゃなくて、事務局を通してほしいということか。

議会事務局次長 基本的にどこかに行くときには視察届というものをとお出しいただいて、事務局のほうと現場というか、所管と日程等調整して……

くすやま理事 例えばそこのトップの人にちょっと話を聞きたいとか、そういうのだったら別にいいわけでしょう。

富本理事 そうなのは違いますが。

くすやま理事 ただ、その事業を見たいとか見学したいとか……

富本理事 そうそう。だから、会いに行くというのは、面会とは違いますから。

くすやま理事 ちょっと相談しながらやればいいんですね。

富本理事 はい。よろしく願います。

ほかはよろしいか。——なければ、本日の議会運営委員会理事会を終了する。

(午前11時24分 閉会)